

# 碧南市民憲章の生まれるまで



市民憲章制定の発端は、昭和42年の市政アンケートの実施にさかのぼります。

このアンケート調査結果では、制定を望む声が半数以上であったにもかかわらず、充分な盛り上がりを得ないまま経過すること数年、ようやく昭和47年に至って、再度の市政アンケート調査ならびに市議会での提案を契機として制定の機運は急速に高まり、全市民的運動として総力を挙げ、6万市民（当時）の意志を結集して市民憲章の成立を目指すことになりました。

以下、制定に至る方法的経過について、その大要をしるします。

## 1 碧南市民憲章制定懇談会の開催

市政アンケート結果等をもとに、碧南市において市民憲章は必要でありや否やについて、市内各団体、各層の代表者の参集を得て懇談会を開催した。

結論として市民生活の伴りよとして、市民憲章を制定することとなった。（昭和48年11月）

## 2 碧南市民憲章制定市民会議の発足

市民憲章は市民がつくり、市民によって推進すべきものであることを確認し、自主的な市民団体としての制定市民会議を組織した（制定懇談会当日をもって制定市民会議が発足）。また、市民憲章の制定主体を制定市民会議とし、市民の総意にもとづく制定を目指し、市民運動を展開することとなった。

## 3 事務局の設置

制定市民会議の事務局を市役所（当時・企画部企画開発課）に設置。

## 4 市民の意志の反映

市民憲章の内容とすべき事柄、市民の要望、生活信条等の把握については、制定市民会議委員各位により、それぞれの団体構成員等を対象にアンケート調査などを実施したほか、次の方法により市民の意志の反映につとめた。（昭和48年11月～昭和49年1月）

### (1) 市政アンケート

選挙人名簿から100人に1人の割合で無作為に抽出。市民憲章の内容とすべき事柄について調査

### (2) 市民インタビュー

市政アンケートを補うものとして、約200人を対象に、生活信条などについて街頭等でインタビュー形式により調査

### (3) 地区連絡委員会議

各地区で開催される連絡委員会議に出席し、制定を周知するとともに意見要望等を聴取

### (4) 広報へきなんの活用

周知ならびに意見等の募集

## 5 文案の起草

アンケート調査等の結果は、制定市民会議で分析、検討を重ね、市民憲章の骨子となる五つの柱に集約し、5名の起草委員と役員らにより、立体的な組み立てを考えながら成文化した。

起草にあたっては、市民選択に付すために3種類の文案を作成することとしたが、その特徴ある構成には格別な熱意がそぞがれ、深夜におよぶこと数回の検討を経て成文化された。（昭和49年1月～2月）

## 6 文案の市民選択とそのキャンペーン

3種類の文案は広報へきなんに刷込まれ、市内全世帯に碧南市連絡委員によって配布・回収がなされた。3種類の文案の支持結果は29%：23%：48%となり、最高支持案が碧南市民憲章として決定された。

文案選択の回収率は52%であり、市民団体による直接民主主義方式ともいべきこの種の投票率(回収率)としては重要な意義を有するものとして、関係者の評価がなされた。

市民選択にあたっては、市民憲章制定市民運動の最大の盛り上がりのためにキャンペーンを実施した。その方法は、制定市民会議委員においては名鉄沿線各駅での早朝のチラシ配布、碧南青年会議所においては全員で自転車部隊を編成してのチラシ配布、さらに市内随所への立看板の設置、標語ポスターの貼付など、制定に対する市民意識の高揚につとめた。（昭和49年2月）



市民憲章キャンペーン（青年会議所による自転車部隊）

## 7 市議会での決議

制定市民会議で決定するや否や、市議会においては、多くの市民によって決定された市民憲章であること、ならびに「自治の約束」を基本理念とする点を重視し、さらに憲章推進に対する実効性を確保することをねらいとして、議員提案により全会一致で決議がなされた。（昭和49年3月）

## 8 発表会の挙行

昭和49年4月7日、碧南市民憲章制定市民会議では、約3,000人の市民の参加を得て、碧南市民憲章発表会を市民会館で挙行。

当日、記念事業として市緑化推進協議会との共催で植樹祭を実施した。また、市民会館から植樹祭会場まで市内の小学生約200名で編成するバトンガール、鼓笛隊を先頭に約1kmをパレードし、ここに、碧南市民憲章は、おごそかななかにも賑やかに発表され、6万市民の手にわたされた。



市民憲章制定記念パレード